

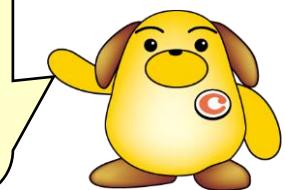
「通販貨物」を蔵置する保税蔵置場等における 貨物管理について

近年、越境電子商取引(EC)の拡大に伴い、**通販貨物の輸入件数が急増**しています。通販貨物を扱う保税蔵置場等においては、搬入から搬出までの各段階における処理や税関手続が、大量かつ同時期に集中して行われています。

こうした特性を踏まえ、通販貨物を蔵置する保税蔵置場等に対して、**適正な業務処理等が行われるための詳細な手順等を社内管理規定(CP)に定めること**を求めるため、**関税法基本通達に規定(42-18)**を追加しました(2025年10月12日施行)。

・「**通販貨物**」とは、インターネット通販サイト等を通じて購入された後、販売者等により外国から日本国内に宛てて発送された貨物のことです。詳細は、改正関税法施行令第59条第1項第6号、Q&A(問9-2)に記載があるワン！

・既に許可等を受けている保税蔵置場等は、蔵置貨物の種類変更に係る手続等が必要となります。詳細は、Q&A(問9-7～問9-9)を参照してワン！



CPに定める必要がある「**詳細な手順等**」(関基42-18(1))

「手順等」とは、手順、体制及び設備をいい、具体的には**4つの手順等**になります。



- ① 通販貨物の状況及び具体的な蔵置場所を適時に把握するための手順等
- ② 通販貨物に係る貨物の取扱い(内容点検等)を適正に行うための手順等
- ③ 税関による保税運送貨物や輸入貨物の検査等に対応するための手順等
- ④ 通販貨物に異常が確認された場合において、亡失等を防止し、適切な保全を図るための手順等及び他の貨物と区分して蔵置するための手順等

業務処理等が大量の貨物に対して同時期に集中した場合でも、適正に行われるための手順等を求めるワン！詳しくは関基やQ&A(問9-3)を参照してワン！

対象外となる蔵置場等(関基42-18(2))

「詳細な手順等」をCPに定めることは、通販貨物を蔵置する全ての保税蔵置場等が対象となるわけではなく、対象外となる保税蔵置場等(例：届出蔵置場)を規定しています。詳細については、関基やQ&A(問9-4)を参照してください。



[保税ポータルやQ&A問9関連も
見てほしいワン♪](#)

